

# 一般社団法人長野県薬剤師会学術研究倫理審査委員会規程

平成 28 年 3 月 5 日制 定  
平成 29 年 4 月 22 日一部改正  
平成 30 年 4 月 21 日一部改正  
令和 3 年 7 月 10 日一部改正

## (総 則)

第 1 条 本委員会は、定款第 46 条に基づいて設置し、一般社団法人長野県薬剤師会学術研究倫理審査委員会と称し、本規程は、定款第 46 条に基づいて定める

## (目 的)

第 2 条 本委員会は、人を対象とする生命科学・医学系研究を倫理的及び科学的観点から審査する。

## (委 員)

第 3 条 委員は、会長が内部委員として正会員、外部委員として自然科学の有識者、人文・社会科学の有識者、一般の立場から意見を述べることができる者の中より指名し委嘱する。男女両性で構成するものとする。

2 本委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	1 名
副委員長	1 名
委員	5 名以上

3 委員長、副委員長は、委員の互選とする。

第 4 条 委員の任期は、委嘱会長の在任期間とする。

2 委員に欠員を生じた場合は、第 3 条第 1 項に基づいて補充する。

但し、就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (変 更)

第 5 条 本規程は、理事会の決議を経て変更する。

## (本規程の準用)

第 6 条 本規程を運用する上で必要な事項は、一般社団法人長野県薬剤師会 人を対象とする生命科学・医学系研究の実施に関する規定および一般社団法人長野県薬剤師会 学術研究倫理審査委員会業務手順書を準用する。

## 附 則

1 本規程は、理事会の承認のあった日より効力を生ずる。